宮崎市一般廃棄物指定収集袋製造等業務委託共通仕様書

宮崎市一般廃棄物指定収集袋（以下「指定袋」という。）の製造等業務については、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1 委託件名

① 宮崎市一般廃棄物指定収集袋製造等業務委託（令和8年度分）「大袋」及び「小袋」
② 宮崎市一般廃棄物指定収集袋製造等業務委託（令和8年度分）「中袋」及び「特小袋」

2 概要

宮崎市（以下「発注者」という。）が行う指定袋による一般廃棄物（家庭ごみ）の収集に対応するため、指定袋の製造及び発注者が指定する場所への納品等を行うものとする。

Ⅰ 指定袋

指定袋の規格等については次のとおりとする。

(1) 種類 ① 燃やせるごみ　　4種類（大袋、中袋、小袋、特小袋）
② 燃やせないごみ　4種類（大袋、中袋、小袋、特小袋）

(2) 材質

① 直鎖状低密度ポリエチレンとすること。※ 炭酸カルシウムは混入しないこと。
② 原料は国内産に限らないものとする。また、再生原料については、強度に影響のない範囲内で、ごみ袋製造過程で発生したものに限り、使用できるものとする。
ただし、素材が同等以上であり強度に影響のない範囲内であれば、再生原料は「当市の指定袋製造過程」に限定しないものとする。

(3) 透明度

透明度については、見本のとおりとする。

(4) 形状 U型袋（ガゼット・ベロ付）

※ JIS Z 1711-1994の規定4の図1のU形袋(2)を準用すること。
※ 燃やせるごみ（大袋・中袋・小袋・特小袋とも）については、袋のベロ部分に穴あけすること。（別表1-1から4のとおり）

(5) 寸法

種　類	縦・横・幅寸法（㎜）	平均厚さ
大　袋（40ﾘｯﾄﾙ相当）	800×450（650）×200	0.035㎜以上
中　袋（30ﾘｯﾄﾙ相当）	730×370（570）×200	
小　袋（20ﾘｯﾄﾙ相当）	630×330（500）×170	
特小袋（10ﾘｯﾄﾙ相当）	530×280（400）×120	

※ 縦・横寸法・厚さについては、合成樹脂加工品品質表示規程（令和元年消費者庁告示第2号）第2条第6号（1）及び表1、表2を準用すること。

(6) 図案及び表記等

種　類		図案、表記
燃やせるごみ	大　袋	別表1-1 のとおり
	中　袋	別表1-2 のとおり
	小　袋	別表1-3 のとおり
	特小袋	別表1-4 のとおり
燃やせないごみ	大　袋	別表1-5 のとおり
	中　袋	別表1-6 のとおり
	小　袋	別表1-7 のとおり
	特小袋	別表1-8 のとおり

※　図案を基に必要なデザインの修正を行い、発注者と協議の上、最終的なデザインを決定すること。

※　表示の一部については、変更する場合がある。

※　指定袋に外装袋と同様の「取扱い上の注意」を印字すること。

(7) 文字等の印刷色

① 燃やせるごみ（大袋・中袋・小袋・特小袋とも）の色は、見本のとおり（赤色）とする。

② 燃やせないごみ（大袋・中袋・小袋・特小袋とも）の色は、見本のとおり（青色）とする。

※　指定袋の表題部は、文字抜きとする。

※　文字等の印刷色については、発注者の指定するインキメーカー又はその相当品とし、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

※　色の決定は、契約時において、発注者の指定インキメーカー又はその相当品メーカーの色見本により行うものとする。

※　顔料その他に鉛を使用しないこと。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

(8) 指定袋の製造組数

種　類		組数(1組10枚)	箱数(1箱50組)
燃やせるごみ	大　袋	530,000　組	10,600　箱
	中　袋	460,000　組	9,200　箱
	小　袋	380,000　組	7,600　箱
	特小袋	315,000　組	6,300　箱
燃やせないごみ	大　袋	33,000　組	660　箱
	中　袋	29,000　組	580　箱
	小　袋	29,000　組	580　箱
	特小袋	31,000　組	620　箱

※　各種類とも1組10枚入りとし、取り出した際に印字面が表側になるように、外装袋に収納するものとする。

(9) 品質

① 指定袋の外観は均質でむらがなく異物の混入やピンホールなどの使用上有害な欠点がないこと。また、形状は均整で、切断部など仕上げが良好なこと。

② 底抜け等の不良品が生じないよう、ヒートシール部の圧着強度には十分注意すること。

③ 指定袋の性能は、JIS規格に適合すること。

※JIS Z 1711-1994の規定7を準用すること。

(10) 強度

指定袋のフィルム強度は、JIS規格に適合すること。

※JIS Z 1702-1994の規定3を準用すること(フィルムの種類は1種Bとする)。

ただし、引張強度を縦横とも19.6Mpa以上、伸びを縦横とも250%以上とすること。

Ⅱ 外装袋

外装袋の規格等については次のとおりとし、取り出した際に印字面が表側になるように、1枚ずつ取り出しができるものとする。

(1) 種類

① 燃やせるごみ　4種類(大袋、中袋、小袋、特小袋)

② 燃やせないごみ　4種類(大袋、中袋、小袋、特小袋)

(2) 材質

① 直鎖状低密度ポリエチレンとすること。

② 原料は国内産に限らないものとする。また、再生原料については、強度に影響のない範囲内で、ごみ袋製造過程で発生したものに限り、使用できるものとする。

ただし、素材が同等以上であり強度に影響のない範囲内であれば、再生原料は「当市の指定袋製造過程」に限定しないものとする。

(3) 透明度

透明度については、見本のとおりとする。

(4) 形状　平型袋で上部にミシン目入り

※ 指定袋が取り出した際に印字面が表側になるように、1枚ずつ容易に取り出せること。

※ 燃やせるごみ(大袋・中袋・小袋・特小袋とも)については、袋の上部両脇部分に穴あけすること。(別表2-1から4のとおり)

(5) 寸法

種　類	縦・横寸法(㎜)	平均厚さ
大　袋(40ﾘｯﾄﾙ相当)	300×250	0.03mm以上
中　袋(30ﾘｯﾄﾙ相当)	260×230	
小　袋(20ﾘｯﾄﾙ相当)	240×210	
特小袋(10ﾘｯﾄﾙ相当)	220×180	

※ 指定袋は、種類別に袋の縦の長さを四つ折り、横の長さを二つ折りにして、取り出した際に印字面が表側になるように、1組(10枚)が収納できる大きさとする。

※ 上下の綴じ代は15mmとする。

(6) 図案及び表記等

種　類		図案、表記
燃やせるごみ	大　袋	別表2-1 のとおり
	中　袋	別表2-2 のとおり
	小　袋	別表2-3 のとおり
	特小袋	別表2-4 のとおり
燃やせないごみ	大　袋	別表2-5 のとおり
	中　袋	別表2-6 のとおり
	小　袋	別表2-7 のとおり
	特小袋	別表2-8 のとおり

※　図案を基に必要なデザインの修正を行い、発注者と協議の上、最終的なデザインを決定すること。

※　デザインの一部に広告を表示する。広告データについては、PDF等のデータで配布する。

※　外装袋にはロット番号を印字若しくはシールを貼付し、その番号にて製造した範囲が判明できるようにすること。また、ロット番号の付番方法を発注者へ報告すること。万一、不良品が出た場合、混入していると思われる製品の特定が容易にできること。

(7) 文字等の印刷色

① 燃やせるごみ(大袋・中袋・小袋・特小袋とも)の色は、見本のとおり(赤色)とする。

② 燃やせないごみ(大袋・中袋・小袋・特小袋とも)の色は、見本のとおり(青色)とする。

※　バーコード部分及びQRコードは黒色とする。(バーコードは次ページ(9)のとおり)

※　注意事項については2Ⅰ(7)を準用する。

(8) 外装袋の製造枚数(指定袋の製造組数に同じ)

種　類		枚　数
燃やせるごみ	大　袋	530,000　枚
	中　袋	460,000　枚
	小　袋	380,000　枚
	特小袋	315,000　枚
燃やせないごみ	大　袋	33,000　枚
	中　袋	29,000　枚
	小　袋	29,000　枚
	特小袋	31,000　枚

(9) その他

① 品質・強度等の仕様は、製品規格に準ずること。

② 外装袋のバッククローズは、ヒートシールとする。

③ バーコード及びQRコードの読み取りが問題なく行えること。

【指定袋のバーコード(JANコード)】　　令和7年9月25日登録

区 分		国コード		商品メーカーコード					商品アイテムコード					CD
燃やせるごみ	大 袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	1	4
	中 袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	2	1
	小 袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	3	8
	特小袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	7	6
燃やせないごみ	大 袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	4	5
	中 袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	5	2
	小 袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	6	9
	特小袋	4	9	2	9	0	8	1	2	5	2	1	8	3

Ⅲ 梱包箱

梱包するダンボール箱(以下「梱包箱」という。)の規格等については次のとおりとする。

(1) 梱包

① 指定袋は、1組10枚入りとし、指定袋の縦の長さを四つ折りにして10枚を重ねて、横の長さを二つ折りにして収納し、一枚ずつ取り出せるよう外装袋に入れ、バッククローズする。

② 種類ごとに、外装袋50組単位で、25袋ずつ並べて箱詰めすること。

(2) 寸法

種 類	幅・奥行き・高さ寸法(㎜)
大 袋	245×475×250
中 袋	235×395×250
小 袋	215×375×250
特小袋	210×360×220

※ 梱包箱の寸法は表を基準とするが、梱包に支障が出るような場合は、発注者と協議して決定すること。

(3) 図案及び標記等

梱包箱の正面及び側面(計4箇所)には、各種類が分かるように次の内容を表示すること。

種　類		図案、表記
燃やせるごみ	大　袋	別表3-1 のとおり
	中　袋	別表3-2 のとおり
	小　袋	別表3-3 のとおり
	特小袋	別表3-4 のとおり
燃やせないごみ	大　袋	別表3-5 のとおり
	中　袋	別表3-6 のとおり
	小　袋	別表3-7 のとおり
	特小袋	別表3-8 のとおり

(表示内容)

・「宮崎市指定収集袋(26)」
・「燃やせるごみ(大袋・中袋・小袋・特小袋)」
　又は「燃やせないごみ(大袋・中袋・小袋・特小袋)」
・「10枚×50組入」
・「製造者名」
・「製造者所在地」
・「ロット番号」
・「収集袋の製造国」

(4) 文字等の印刷色

① 燃やせるごみ(大袋・中袋・小袋・特小袋とも)の色は、赤色とする。
② 燃やせないごみ(大袋・中袋・小袋・特小袋とも)の色は、青色とする。

(5) その他

① 梱包箱は、荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に十分留意すること。
② 梱包箱は、5段積みにしても潰れない強度のものを使用すること。

Ⅳ 納品

(1) 発注者が指定する期限までに、発注者が指定する場所(宮崎市内)へ、発注者が指定する数量を納品すること。なお、納品については、発注者が指定する在庫管理会社(以下「在庫管理会社」という。)の用意するパレットに発注者の指示に従い荷降ろしをすること。

(2) 納品にあたっては、発注者及び在庫管理会社と日程や入庫方法等について、事前に十分協議して決定すること。また、円滑かつ効率的な作業が実施できるよう、適切な人員配置等、受注者が責任を持って対応すること。

(3) 納品する際は、荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に十分留意すること。

(4) 契約締結後に下表の「指定袋納品計画表」を基に「指定収集袋納品計画書」(別添1)を提出し、発注者が指定する納品期限を厳守すること。また、指定袋の在庫組数を調整するため、原則的に指定する数量を納品期限までに納品すること。

(5) 納品するごとに、納品日、納品数量を記載した受領書を作成し、納品時に在庫管理会社の受領印が押された受領書の写しを発注者に提出すること。

【指定袋納品計画表】

区分		納品期限		合計
		R8.7月 ～ R9.2月 (各月・8か月)	R9.3月	
燃やせるごみ	大袋	58,000組 (1,160箱)	66,000組 (1,320箱)	530,000組 (10,600箱)
	中袋	50,000組 (1,000箱)	60,000組 (1,200箱)	460,000組 (9,200箱)
	小袋	42,000組 (840箱)	44,000組 (880箱)	380,000組 (7,600箱)
	特小袋	35,000組 (700箱)	35,000組 (700箱)	315,000組 (6,300箱)

区分		納品期限	合計
		R8.7月	
燃やせないごみ	大袋	33,000組 (660箱)	33,000組 (660箱)
	中袋	29,000組 (580箱)	29,000組 (580箱)
	小袋	29,000組 (580箱)	29,000組 (580箱)
	特小袋	31,000組 (620箱)	31,000組 (620箱)

V 検査

(1) 指定袋の見本ができ上がった段階で、受注者、製造事業者及びその者に関連する組織以外の第三者の公的機関において、指定袋の「厚さ」及び「ＪＩＳ規格に適合する引張強度(MPa)・伸び(%)」の検査を行い、発注者に検査結果書の原本を提出すること。

(2) 上記(1)の検査結果に問題がなければ、版下及び指定袋の各種ごとにサンプル品を提出して、必ず発注者の確認を受けた後、製造を開始すること。また、初回入庫までに発注者に「製造出荷証明書」(別添3)を提出すること。なお、提出した指定袋のサンプル品は納品数には含めないものとする。

(3) 工場から指定袋を出荷する際には、必ず受注者の責任において不良品の混入有無等の自主検査を実施すること。

(4) 製造の際には製造現場への不良品の見分け方等の教育、不良品の混入有無の確認、納入前のコンテナの損傷確認や積み方指導など、厳重に管理を行うこと.

(5) 万一、不良品があった場合には、受注者の責任において速やかに良品と交換することとし、調査報告書(対策書)を提出すること。

また、状況等により取扱店の在庫の回収及び再納品等の対応を発注者が指示した場合には、速やかに対応すること。

なお、検品体制について、事前に発注者に計画書を提出して、承認を受けること。

Ⅵ 損害賠償

(1) 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(2) 前項の損害が天災等特別の事情によるものである場合、受注者の負担は発注者と協議の上決定する。

Ⅶ その他

(1) 製造組数については、「2Ⅰ(8)指定袋の製造組数」及び「2Ⅱ(8)外装袋の製造枚数」のとおりであるが、取扱実績状況に応じて変更する場合がある。

(2) 製造事業者を確認するため、契約締結後に「製造出荷場所届」(別添2)を提出すること。また、製造工程写真(製造工場外観・工場内部・インフレーション工程・印刷工程・製袋工程・外装袋詰工程及び箱詰工程等)を提出すること。

(3) 指定袋及び外装袋には、下図のとおり発注者が指定する「エコみぃ」及び「みやねこ」を印刷すること。なお、サイズバランスは変更しないこと。

(4) 発注者が指定する製造組数を超えて製造した指定袋については、転用されないように、受注者が責任をもって処分すること。

(5) 指定袋製造における著作権及び版権は発注者に帰属する。なお、版の電子データをCD－R(PDF形式)に入れて提出すること。

(6) 本仕様書に規定されていない事項については、発注者と協議して決定するものとする。

(7) 本仕様書に疑義を生じた場合は、双方誠意を持って解決するものとする。

【図:エコみぃ】

令和5年6月12日商標登録

【図:みやねこ】

令和6年10月29日商標登録

【参考:提出書類等一覧】

報告様式等	提出時期	仕様書 NO
指定収集袋納品計画書(別添1)	契約締結後	Ⅳ(4)
製造出荷場所届(別添2)	契約締結後	Ⅶ(2)
検査結果書	契約締結後～製造開始前	Ⅴ(1)
版下及び指定袋の見本	契約締結後～製造開始前	Ⅴ(2)
版の電子データ(PDF形式)	製造開始前	Ⅶ(5)
製造出荷証明書(別添3)	初回納品時まで	Ⅴ(2)
検品体制計画書	初回納品時まで	Ⅴ(5)
調査報告書(対策書)	不良品発生時	Ⅴ(5)
受領書(納品書)の写し	納品ごと	Ⅳ(5)

（別添1）

令和8年度　指定収集袋納品計画書

年　　月　　日

宮 崎 市 長　殿

印

（単位:組）

納 品 日	燃やせるごみ(可燃)						燃やせないごみ(不燃)				合計
	大	中	小	特小	小計	大	中	小	特小	小計	
月　日(　)											
月　日(　)											
月　日(　)											
月　日(　)											
計											

（別添2）

製造出荷場所届

年　　月　　日

宮 崎 市 長 殿

所 在 地
会 社 名　　印
代表者氏名
連 絡 先

宮崎市一般廃棄物指定収集袋の製造場所等につきまして、次のとおり届け出ます。

品　　名	
製造会社名	
製造会社 所在地	
連 絡 先	
製造工場名	
製造工場 所在地	

（別添3）

製造出荷証明書

年　　月　　日

宮 崎 市 長 殿

（製造会社）
所 在 地
会 社 名　　印
代表者氏名
連 絡 先

宮崎市一般廃棄物指定収集袋につきまして、次のとおり製造及び出荷したものであることを証明いたします。

品　　名	
規　　格	
材　　質	
原 産 国	
製造工場名	
製造工場 所在地	